

多賀城市下水道事業 公営企業化について



令和元年11月
建設部下水道課

目 次

| | | |
|-----|-------------------------------|----|
| 1 | 本市の状況と地方公営企業法適用の背景 | |
| (1) | 現時点までの変遷 | 1 |
| (2) | 地方公営企業法適用の目的 | 2 |
| (3) | 地方公営企業会計適用の推進（国からの要請） | 2 |
| 2 | 地方公営企業法について | |
| (1) | 地方公営企業法の適用事業 | 4 |
| (2) | 官公庁会計方式と公営企業会計方式の違い | 5 |
| (3) | 地方公営企業法適用による効果とメリット | 5 |
| 3 | 宮城県内の下水道事業の動向 | 6 |
| 4 | 下水道事業法適化検討委員会 | |
| (1) | 検討委員会の体制等 | 7 |
| (2) | 検討内容 | 7 |
| (3) | 検討委員会としての考え方 | 9 |
| 5 | 上下水道の組織統合（組織体制の検証） | |
| (1) | 上水道部と建設部下水道課で検討した内容 | 10 |
| (2) | 組織統合 | 11 |
| 6 | 資本費平準化債について | 12 |
| 7 | 昨年全員協議会を踏まえた課題の検証 | |
| (1) | 内閣府の提案募集方式（特区）についての検証 | 13 |
| (2) | 上下水道の組織統合による人件費などの削減の検証 | 14 |
| (3) | 雨水事業を分離する国等への要望や近隣市町への働き掛けの検証 | 14 |
| (4) | 雨水事業を公営企業化するメリット等の検証 | 15 |

目 次

| | | |
|-----|-----------------------|----|
| 8 | 地方公営企業法適用のための基本方針 | |
| (1) | 法適用の時期 | 17 |
| (2) | 法適用の範囲 | 17 |
| (3) | 組織体制の整備 | 17 |
| 9 | 今後のスケジュール | 17 |
| 10 | 法適用と上下水道の組織統合に伴う条例改正 | |
| (1) | 多賀城市水道事業の設置等に関する条例の改正 | 18 |
| (2) | 関係条例の改正 | 18 |
| (3) | 改正時期 | 18 |
| | 参考資料 | 19 |

1 本市の状況と地方公営企業法適用の背景

(1) 現時点までの変遷

平成12年度～平成19年度（前回公営企業化時）

- 平成18年度に多賀城市第三次行政改革大綱に基づき、上水道部との組織統合及び地方公営企業法の全部を適用した地方公営企業会計に移行。
- 地方公営企業会計への移行に伴い、下水道事業資本費平準化債の発行可能額が大きく減少（約2億円）、これを補う一般会計繰入金が増大し、市財政を圧迫することから、地方公営企業会計の適用は平成18年度の1年間のみ、平成19年度からは会計制度及び上水道部との組織統合も解消し、現在に至る。

平成26年度（国からの要請）

- 総務省からの通知に伴い、地方公営企業法の財務規定等を適用していない地方公営企業については、平成27年度から平成31年度までの5年間で同法を適用し、地方公営企業会計に移行するように要請がなされた。

平成27年度～現在（再公営企業化への手続き）

- 平成29年度第2回行政経営会議（平成29年5月15日開催）で、地方公営企業法適用の時期を令和2年4月とすることを決定、地方公営企業法を適用する際の法適用の範囲（全部適用又は一部適用（財務規定のみ適用））及び組織体制の整備（上水道部との組織統合）の検討を行うため、下水道事業法適化検討委員会の設置（以下「検討委員会」という。）について了承された。

下水道事業は法適用の適用区分の違いにより、組織、財政、法令関係等の関係部局との調整や検討事項が多岐に及ぶため、市全体での検討が必要となることから、同法を適用する際の法適用の範囲及び組織体制の整備の検討を行うため、検討委員会を設置し、調査・研究を行ったもの。

- 平成30年度第4回行政経営会議（平成30年7月25日開催）において検討委員会の検討結果を受け、法適用の範囲は全部適用の方向で了承され、第8回行政経営会議（平成30年10月29日開催）で組織体制は、上下水道の組織統合（2課6係体制の案）を実施する方向性が了承された。
- 平成30年11月27日の全員協議会において下水道事業公営企業化（中間報告）の説明を実施し、市議会から雨水事業を公営企業化するメリット等の課題を整理し検証するよう指摘があったもの。

(2) 地方公営企業法適用の目的

- 施設や設備の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少による料金収入の減少等、公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増している状況にある。
- 公営企業の継続経営及びサービスを持続的に提供するためには、自らの経営状況を正確かつ的確に把握し、計画的な経営と効率化、経営健全化に取り組むこと。
- これらを的確に取り組むためには、地方公営企業会計を導入し自らの損益、資産等を正確に把握すること。
- 地方公営企業会計の果たす役割
 - ① 業務の遂行状況（経営成績・財政状態）の的確な把握
 - ② 業績の適正な評価
 - ③ 利益または損失の確定
 - ④ 適正な下水道使用料の算定

(3) 地方公営企業会計適用の推進（国からの要請）

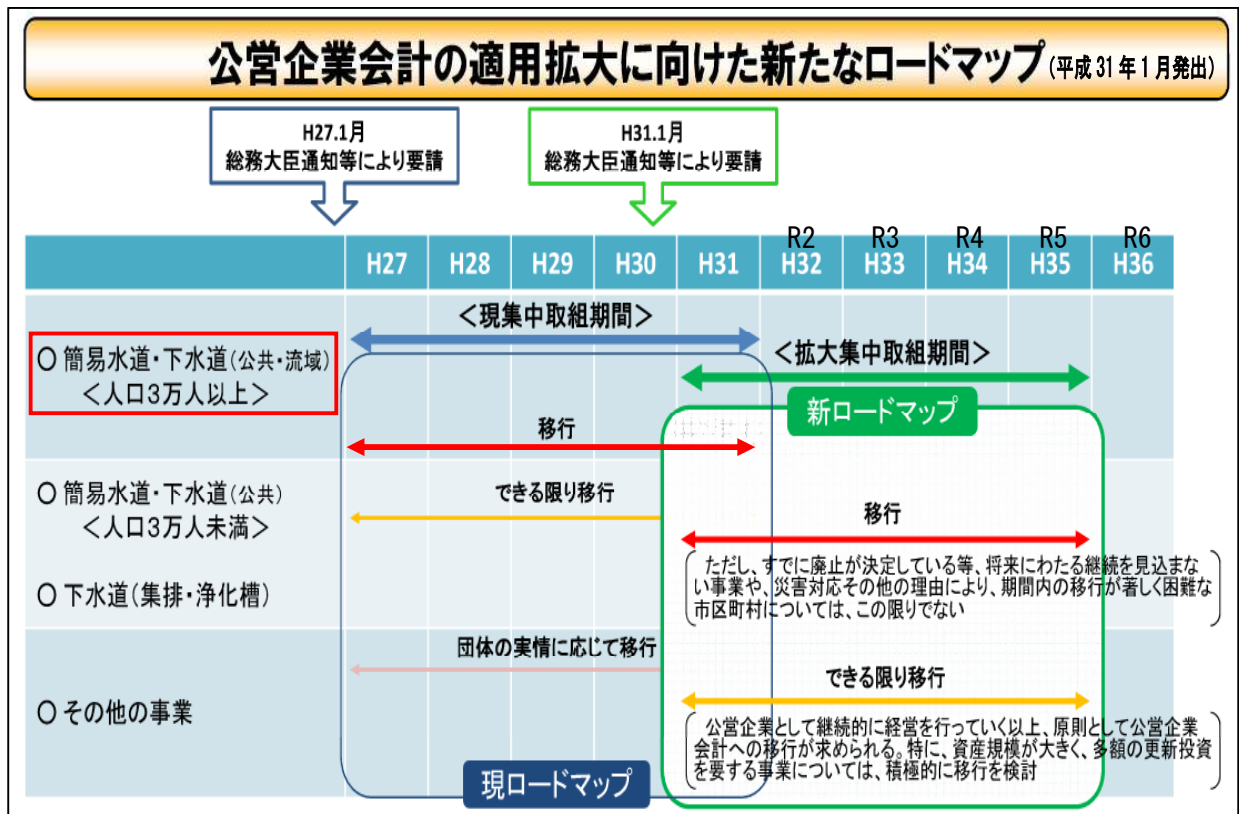
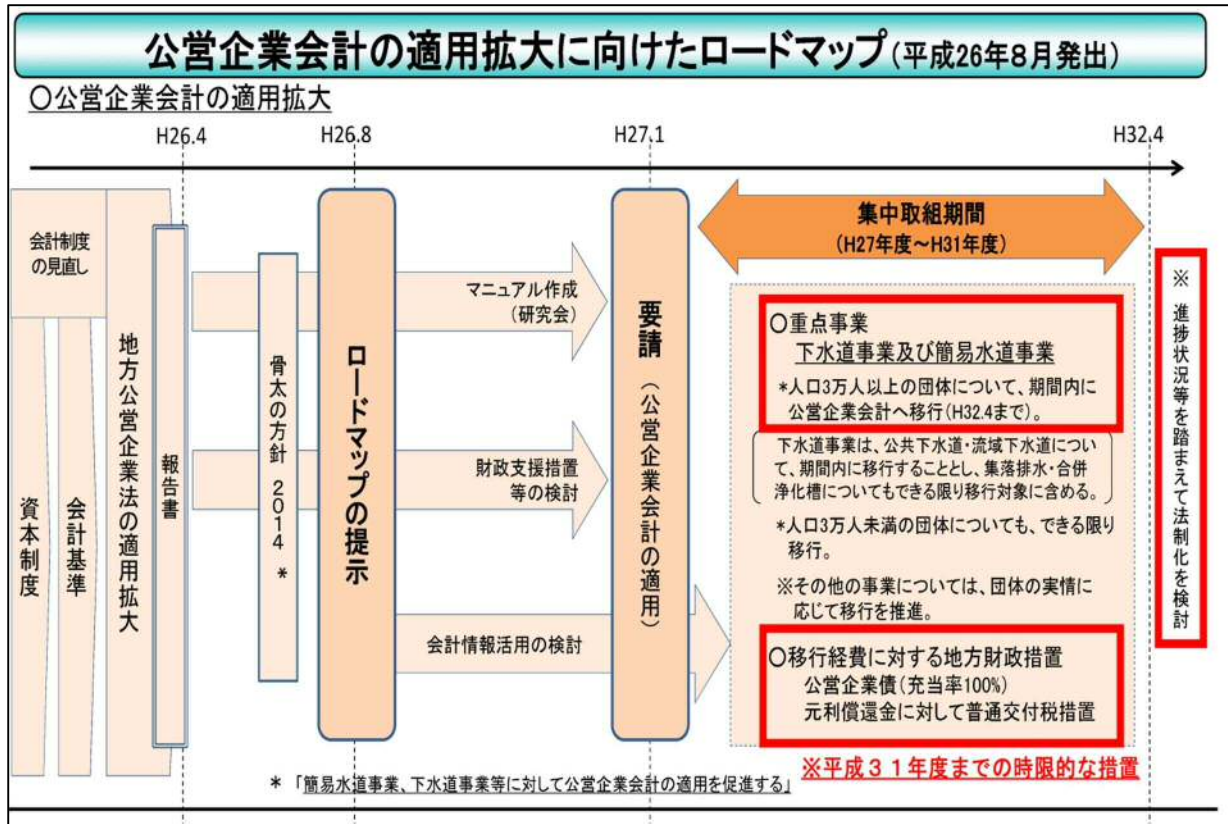
- 平成26年8月29日付け
「公営企業経営に当たっての留意事項について」及び「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」
 - 損益・資産等の的確な把握のため、地方公営企業法の適用による地方公営企業会計の導入が必要、特に下水道は基本的に必要。
- 平成27年1月27日付け
「公営企業会計の適用の推進について」
 - 人口が3万人以上で地方公営企業法の財務規定等を適用していない地方公営企業については、平成27年度から平成31年度までの5年間で、同法の全部又は一部を適用し、地方公営企業会計に移行するように要請（地方自治法第245条の4第1項（技術的な助言）に基づく）。
 - 今後は進捗状況等を踏まえて法制化を検討予定。



公営企業会計の
適用範囲が拡大

- 平成31年1月25日付け
「公営企業会計の適用の更なる推進について」
 - 人口が3万人未満で地方公営企業法の財務規定等を適用していない地方公営企業についても、平成31年度から令和5年度（平成35年度）までの5年間で、同法の全部又は一部を適用し、地方公営企業会計に移行するように要請（地方自治法第245条の4第1項（技術的な助言）に基づく）。

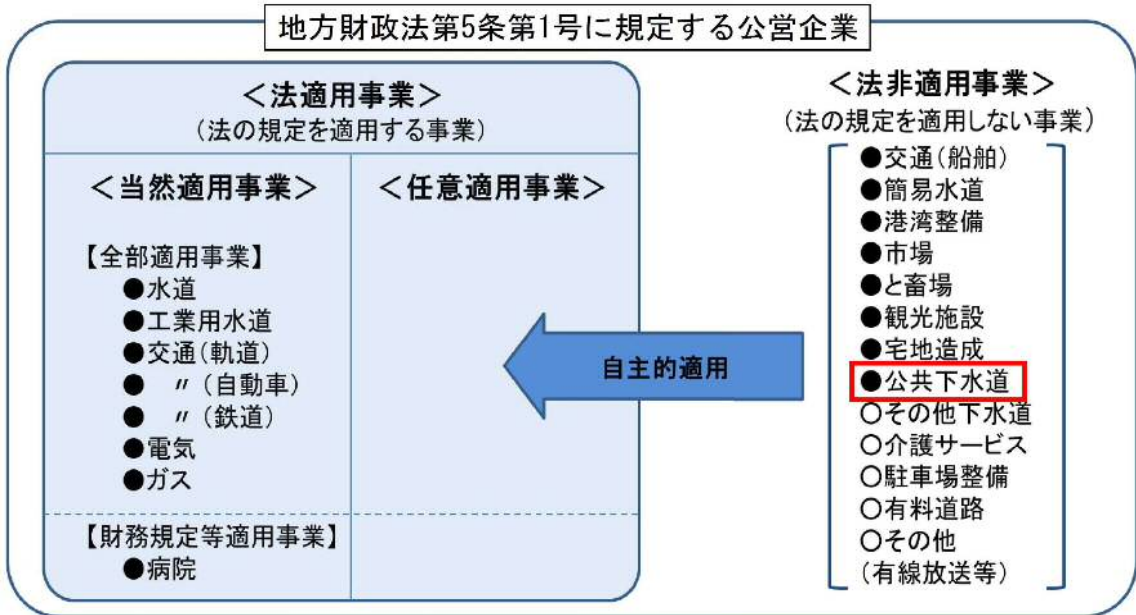
◆総務省「公営企業会計の適用の推進（概要）等」（出典：総務省HP）



2 地方公営企業法について

(1) 地方公営企業法の適用事業

- 適用が義務付けられている事業（当然適用事業）。
- 任意で適用することができる事業（任意適用事業）。
- 下水道事業は任意適用事業で、法適用は地方公共団体の判断によるものとされている。
- 任意適用事業は地方公営企業法の全部を適用する「全部適用」と財務規定のみ適用する「一部適用」があり、どちらか一方を選択する必要がある。



※ ●のついたものは、地方財政法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業

地方公営企業法の法適用範囲と法適用前後の違い

| 適用範囲 | | 区分 | 項目 | 法適用前(現在) | 法適用後 |
|------|------|-------|--------|----------------|-----------------------|
| 全部適用 | 一部適用 | 財務 | 会計方式 | 官公庁会計 歳入と歳出 | 公営企業会計 収益的収支と資本的収支 |
| | | | 経理方法 | 単式簿記 | 複式簿記 |
| | | | 経理認識 | 現金主義 | 発生主義 |
| | | | 出納整理期間 | 翌年度の5月末まで | なし (翌年の3月末まで) |
| | | 組織 | | 市長部局 | 企業部局 |
| | | 職員の身分 | | 一般行政職員 | 企業職員 |

(2) 官公庁会計方式と公営企業会計方式の違い



(3) 地方公営企業法適用による効果とメリット

ア 経営成績や財政状態の明確化

- ・発生主義・複式簿記が採用され明確に把握することが可能となる。
- ・損益取引、資本取引を明確に区分することが可能となる。
- ・経営成績、財政状態を明確に把握することが可能となる。

イ 下水道使用料に係る対象原価の適正化

- ・減価償却費を含めた原価の適正な算定が可能となる。

ウ 職員意識の向上

- ・職員のコスト意識、経営意識の向上が図られる。

エ 消費税の節税効果

- ・法適用に伴って、これまで概念のなかった減価償却費の取扱いにより、消費税の節税が可能となる。

3 宮城県内の下水道事業の動向

県内の下水道事業における地方公営企業法の適用状況 (H31.4.1現在：県内35市町村)

●法適用団体：7団体 (20.0%) ※網かけは全部適用団体

| No. | 市町村名 | 適用年月日 | 適用区分 | 組織体制 |
|-----|------|-----------------------------------|------|-----------------------------------|
| 1 | 仙台市 | H2.4.1 (公共・特環) H16.4.1 (特排・農集) | 一部 | ・水道局-総務・給水・浄水部 ・建設局-下水道経営部・事業部 |
| 2 | 名取市 | H15.4.1 | 一部 | ・水道事業所 ・建設部下水道課 |
| 3 | 白石市 | H19.4.1 | 全部 | ・上下水道事業所 |
| 4 | 山元町 | H21.4.1 | 全部 | ・上下水道事業所 |
| 5 | 美里町※ | H28.4.1 | 一部 | ・水道事業所 ・下水道課 |
| 6 | 涌谷町 | H30.4.1 | 一部 | ・上下水道課 |
| 7 | 岩沼市※ | H31.4.1 | 全部 | ・水道事業所 ・下水道事業所 |

※ 美里町、岩沼市については上下水道の組織統合を検討中。

●法非適用団体：28団体 (80.0%) ※網かけは全部適用予定団体

法適用実施予定団体：19団体 うち全部適用：13団体、一部適用：6団体

| No. | 市町村名 | 適用予定年度 | 適用予定区分 | No. | 市町村名 | 適用予定年度 | 適用予定区分 |
|-----|------|--------|--------|-----|------|--------|--------|
| 1 | 石巻市 | R2 | 一部 | 11 | 蔵王町 | R2 | 全部 |
| 2 | 塩竈市 | R2 | 一部 | 12 | 大河原町 | R2 | 全部 |
| 3 | 気仙沼市 | R2 | 一部 | 13 | 村田町 | R2 | 全部 |
| 4 | 角田市 | R2 | 全部 | 14 | 柴田町 | R2 | 全部 |
| 5 | 多賀城市 | R2 | 全部 | 15 | 丸森町 | R3 | 一部 |
| 6 | 登米市 | R2 | 全部 | 16 | 亘理町 | R2 | 全部 |
| 7 | 栗原市 | R2 | 全部 | 17 | 利府町 | R2 | 全部 |
| 8 | 東松島市 | R2 | 一部 | 18 | 大和町 | R4 | 全部 |
| 9 | 大崎市 | R2 | 全部 | 19 | 女川町 | R3 | 全部 |
| 10 | 富谷市 | R2 | 一部 | | | | |

| | |
|---------|--|
| 検討中：9団体 | 七ヶ宿町、川崎町、松島町、七ヶ浜町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 |
|---------|--|

4 下水道事業法適化検討委員会

(1) 検討委員会の体制等

- ・活動期間 平成29年7月から平成30年2月まで
- ・検討委員 市長公室（行政経営担当、財政経営担当）、総務部総務課（法令、人事担当）、管財課、会計課、上水道部管理課から各1名の7名、前回法適化担当から2名の計9名。
- ・検討内容 前提条件を踏まえて、検討委員会での検討内容は、①法適用の範囲、②上水道部との組織統合の二点を課題として設定し、法適化する趣旨を主眼に掲げて検討した。

(2) 検討内容

ア 平成18年度法適化時の課題（出典：平成19年2月5日市議会説明会資料他）

- (ア) 資本費平準化債発行可能額の大幅な減額（約2億円）に伴う市財政への甚大な影響。
- (イ) 本市の特徴である雨水事業に係る市長部局と企業部局の関係性の整理について。
- (ウ) 三位一体の改革により、地方交付税等が改革前と比較して約8億円もの大幅な減少となったこと。
- (エ) 法適化と平行した上下水道の組織統合を実施するに当たり、地方公営企業会計が定着するまでの間、職員定数の激変緩和策を講じなかったため、事務処理において相当な困難と煩雑が生じた。

イ 課題の整理

① 課題(ア)の検証：「資本費平準化債」と「雨水と汚水の分離」について

(ア) 平成18年度法適化時の状況

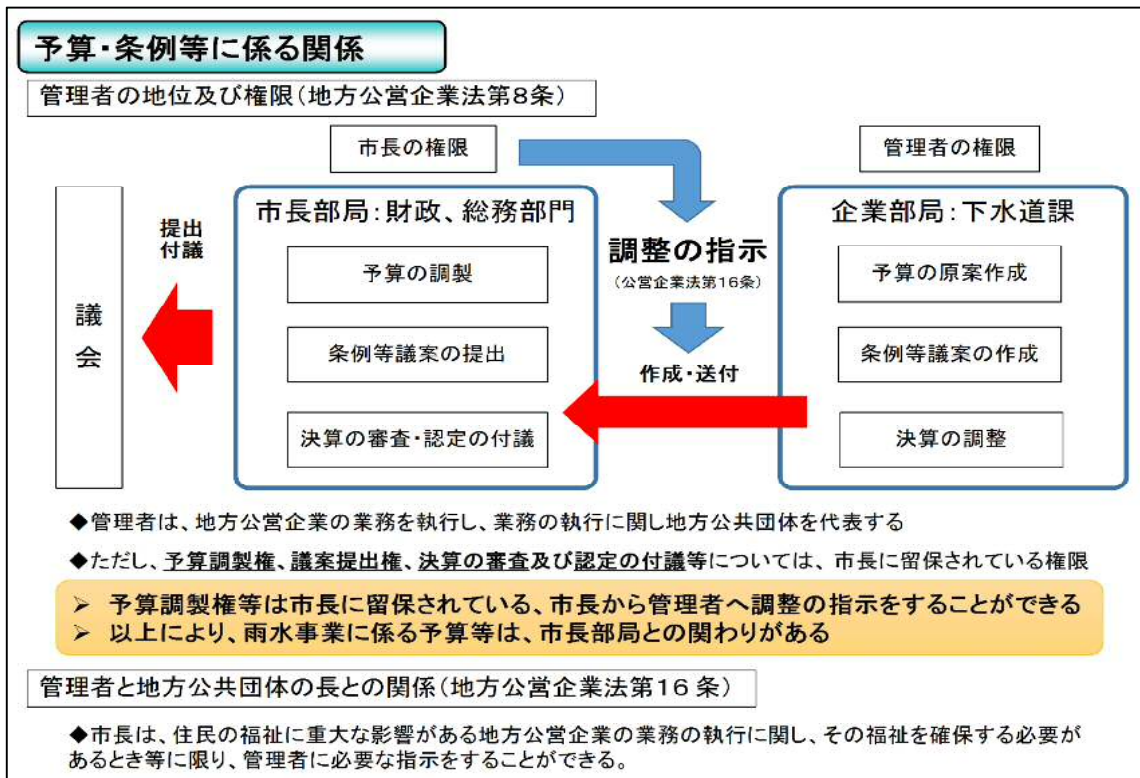
- ・法適化の影響から減価償却費が明確化することに伴い、資本費平準化債が減額となることや雨水事業は公費負担（一般会計負担）の原則から地方財政法上の特別会計へ戻し、汚水事業のみを法適化し、資本費平準化債発行可能額の拡大活用をすべきとの問題提起がなされていた。

(イ) 現在の状況

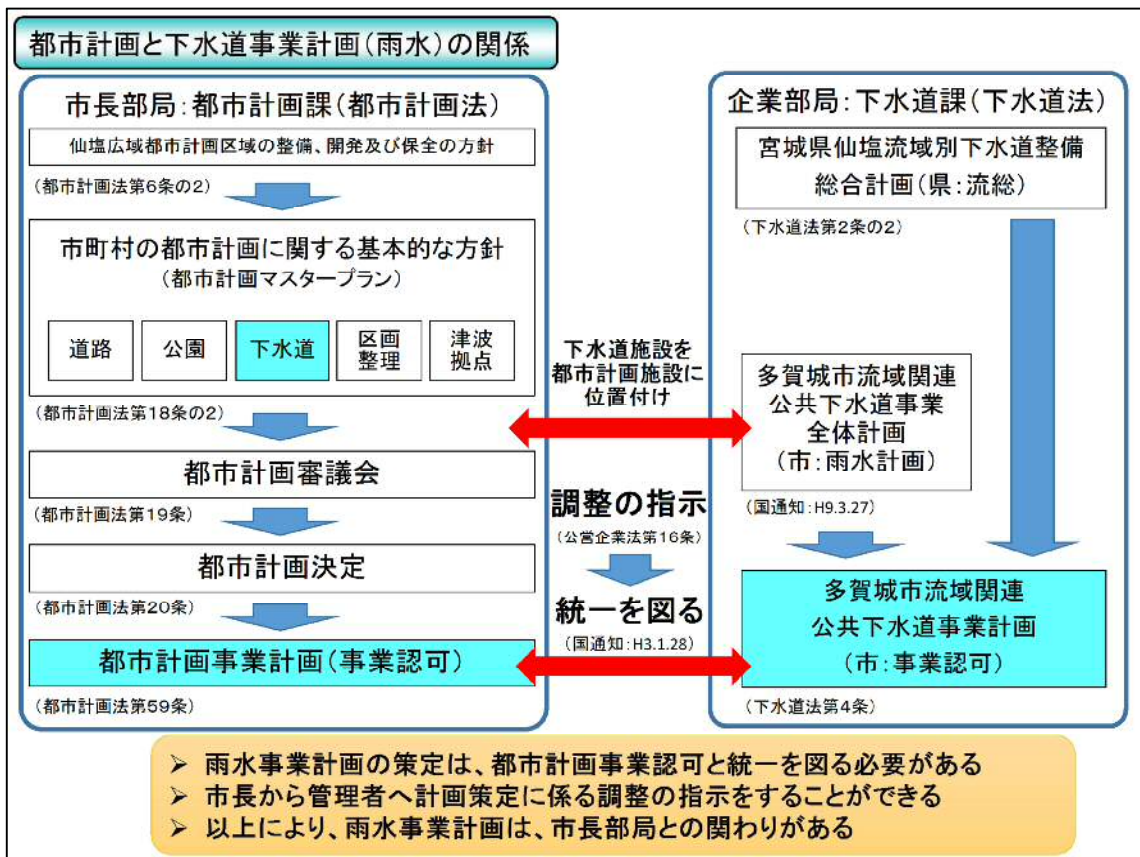
- ・平成28年4月1日付け（総務副大臣通知）「平成28年度地方債同意等基準運用要綱等」に基づき、平成28年度より「資本費平準化債発行可能額の算定方法の見直し」がなされ、法非適用事業のままでも資本費平準化債発行可能額が法適用事業と差異が少ない算定方法へと改正された。
- ・雨水と汚水の分離については、宮城県を通じて国に確認し、分離はできない旨の回答。

② 課題(イ)の検証：雨水事業に係る市長部局との関係性について

(ア) 予算・条例等に係る関係



(イ) 雨水事業計画の策定に係る関係



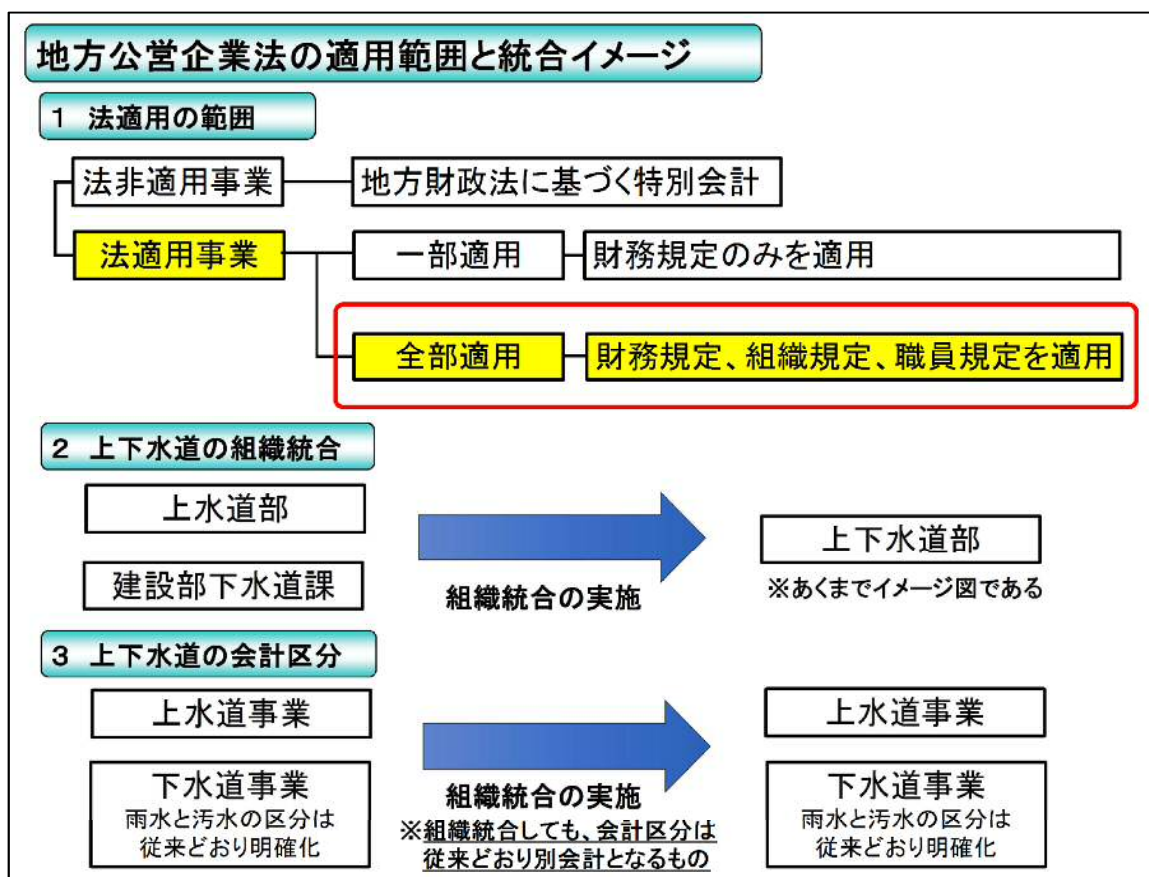
(3) 検討委員会としての考え方

ア 法適用の範囲を選択するに当たっての考え

- 直近のメリットや下水道課の作業だけを考えれば断然、一部適用の方が事務量は少ないが、将来的に維持管理費や人件費の抑制を考えた場合は、全部適用の方が有利である。
- 段階を踏んで一部適用から全部適用・組織統合について今回と同様に再検討を行うと、さらに「ヒト・モノ・カネ」に時間と手間がかかり、効率的とは言えない。
- 財務規定等の適用に要する経費の財源である「公営企業会計適用債」が平成31年度末までであり、時限的な地方財政措置である。
- 将来を見据えると、「維持管理費の抑制」のためには、業務範囲が広い「上下水道統合型」包括業務委託の方が費用削減と事務効率化に対して最大限に効果がある。

イ 検討委員会の基本的な考え

- 令和2年4月から法適用の範囲を「全部適用」とすることが最善と考えられる。
- 「上下水道の組織統合」は関係部局と十分に協議・調整し、今後の動向を注視しながら、実施へ向けて目指す必要があると考えられる。



5 上下水道の組織統合（組織体制の検証）

(1) 上水道部と建設部下水道課で検討した内容

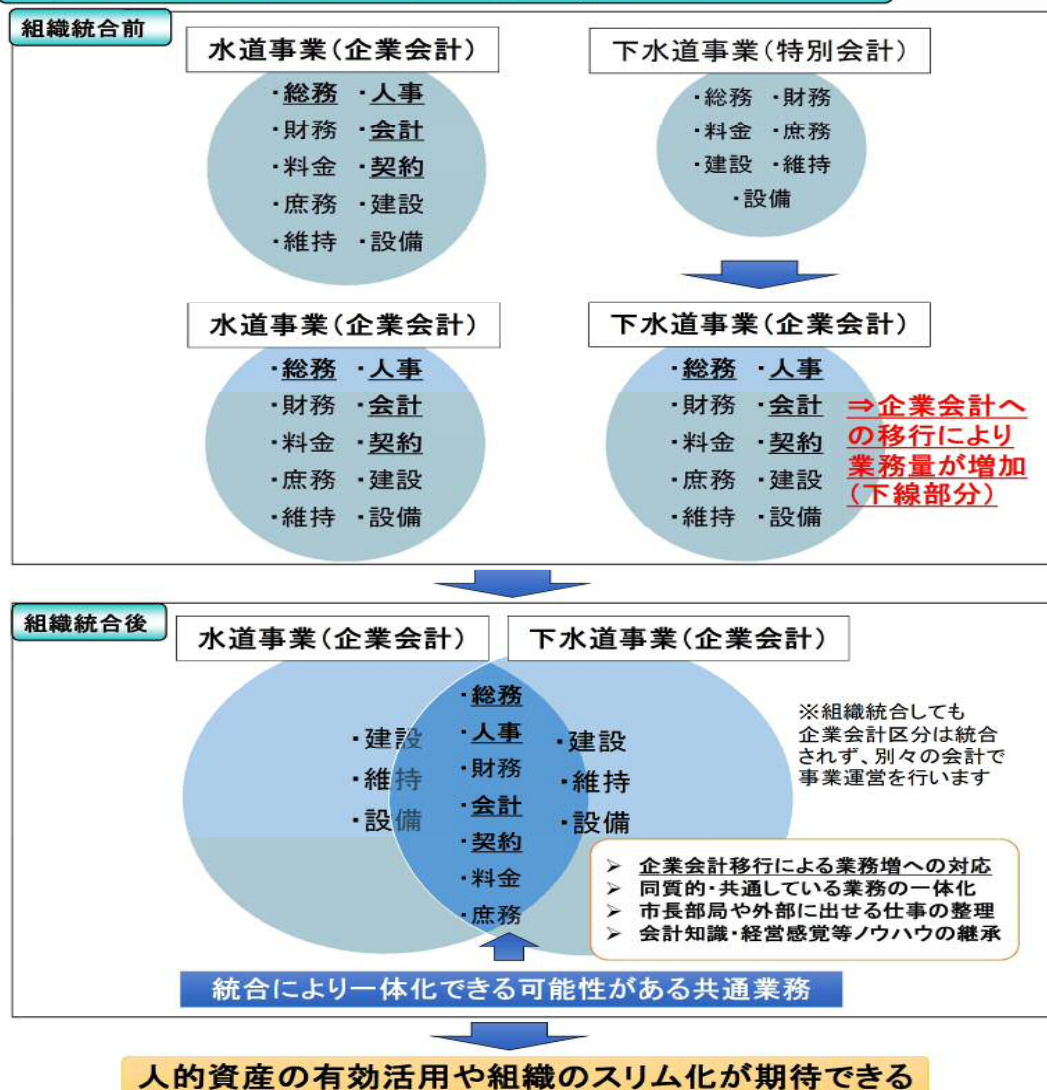
ア 目的

- ・ 水道事業と下水道事業は関連する業務が多い。
- ・ 職員の身分取扱いを同等とし人的資産の有効活用及び組織のスリム化を図る。
- ・ 会計事務知識及び経営感覚を共通の土台で捉える事が可能となり、事務処理が効率的になるとともにノウハウの継承が図られる。
- ・ お客様（市民や事業者等）に分かりやすいワンストップサービスやシェアードサービス（共通業務集約化によるコスト削減）の充実を図り、時代環境の変化に伴う多様化・複雑化するニーズへ対応できる強靱な組織体制を目指す。

イ メリット

- ・ 人工数の適正化及び人件費の削減。
- ・ 共通業務の集約化に伴う事務効率化及び経費削減（包括業務委託等）。

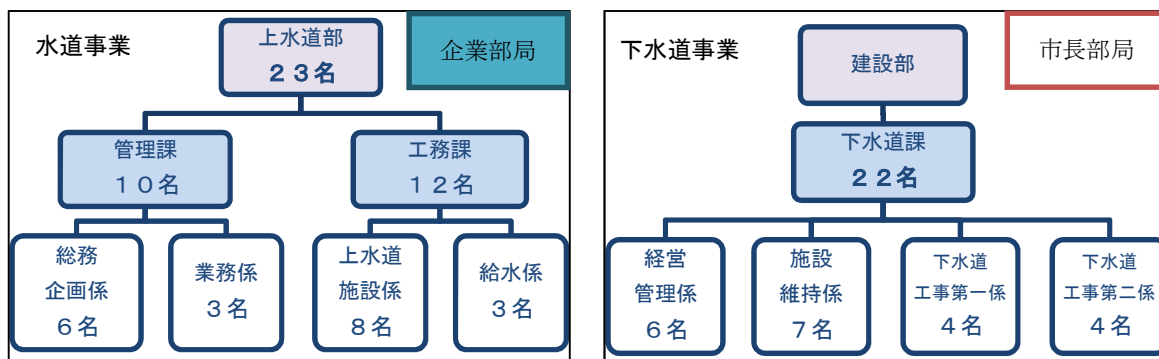
組織統合により増加する業務量を抑制するイメージ



(2) 組織統合

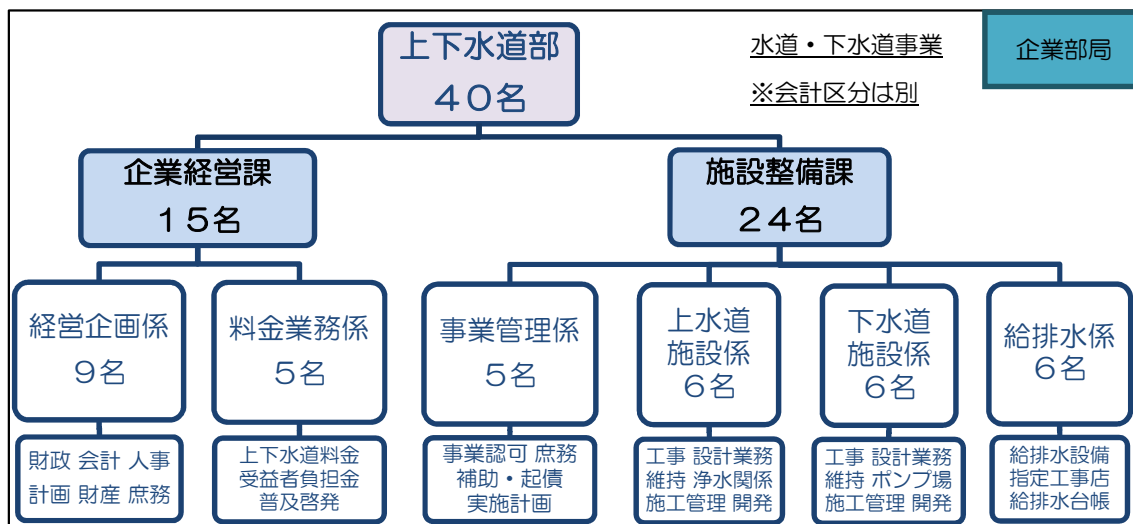
ア 現行の組織体制

- ・3課8係体制：全体45名 水道23名 下水道22名



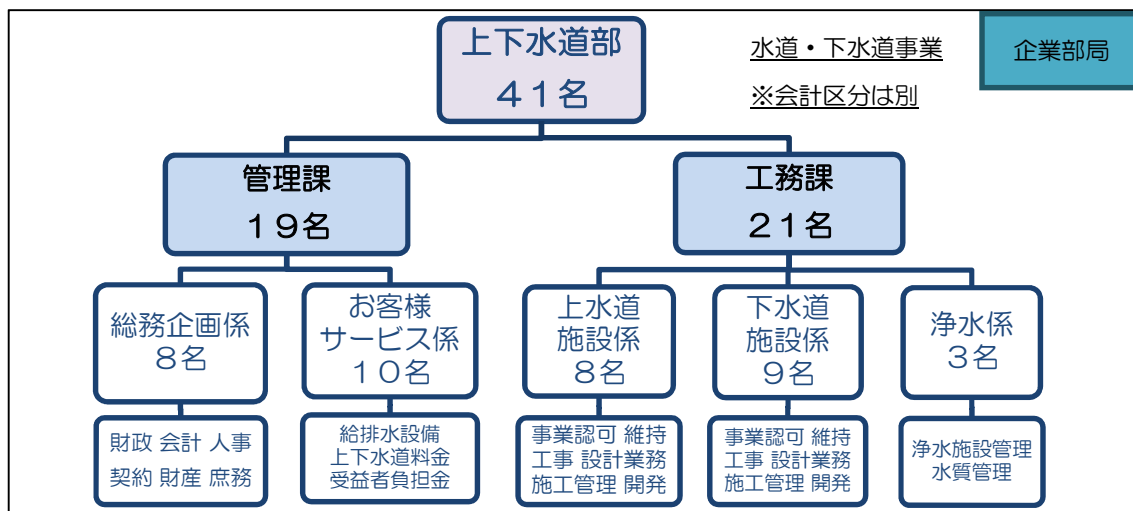
イ 令和2年度の組織統合 (▲1課2係：▲5名)

- ・2課6係体制：全体40名 水道22名 下水道18名



ウ 参考 平成18年度の組織統合 (出典：H17.11.25全員協議会資料)

- ・2課5係体制：全体41名



6 資本費平準化債について

- ・法適用を実施した場合の資本費平準化債発行可能額（見込み）を算定した。

(1) 資本費平準化債発行可能額の算定式

- 特別会計：資本費平準化債 = 建設改良元金償還金 - 減価償却費相当額
- 企業会計：資本費平準化債 = 建設改良元金償還金 - 減価償却費

(2) 平成18年度当時の状況

- 地方公営企業会計への移行に伴い、資本費平準化債の発行可能額が大きく減少（約2億円）、これを補う一般会計繰入金が増大し、市財政を圧迫した。

(3) 平成31年度 公営企業会計の適用拡大に係る地方財政措置

公営企業会計適用前後に係る激変緩和措置

【内容】

公営企業会計の適用に伴い、資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、3年間にわたって激変緩和措置を講じるもの。（1年目：0.9、2年目：0.6、3年目0.3）

- ◆算定式：（法適用後の算定額）＋（法適用前の算定額－法適用後の算定額）×0.9
＜激変緩和措置＞

(4) 令和2年度当初予算 資本費平準化債発行見込み額

（単位：千円）

| 区分 | 企業会計 算定額 A | 特別会計 算定額 B | 増減額 (A－B) |
|----|------------------|------------------|--------------|
| 雨水 | 346,400 | 339,400 | 7,000 |
| 汚水 | 41,400 | 40,500 | 900 |
| 合計 | 387,800 | 379,900 | 7,900 |



まとめ

- 資本費平準化債の発行可能額は、特別会計（法非適用事業）と企業会計（法適用事業）を比較しても、金額の差異が少ない状態となっている。

7 昨年の全員協議会を踏まえた課題の検証

- 平成30年11月27日に全員協議会にて「下水道事業公営企業化について（中間報告）」を説明し、市議会から指摘等のあった課題について検証した。

(1) 内閣府の提案募集方式（特区）についての検証

ア 質疑概要

- 平成29年7月8日第1回仙塩広域行政研究会公開講演会時に内閣府の職員より、提案募集方式（特区）の説明時に質疑した際、「同様の地理的要件を有する自治体が共同で提案すれば制度改正の可能性はあるかもしれない」とした説明を受けたことから、検証すべきとの指摘がなされた。

イ 提案募集方式の概要

- 地方公共団体から地方分権改革に関する提案を広く募集するもの。
- 提案対象は地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る事項で、全国的な制度改正に係る提案が対象となり、全国一律の移譲が難しい場合、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲の提案も対象となる。

ウ 提案募集方式に関するFAQ（出典：内閣府「提案募集方式ハンドブック（H29版）」抜粋）

| | |
|--|--|
| <p>Q 5 税財源に関する提案については、提案募集の対象範囲とならないのでしょうか。</p> <p>A 税財源配分や税制改正等の財源措置は、国・地方を通じた税財政制度全体を視野に入れ、専門的に検討すべき事項であり、税制調査会や、国と地方の協議の場等において議論されているところです。したがって、地方の多様性を活かして個別の制度改正の提案を検討する提案募集方式にはなじまないものと考えられ、基本的に対象外ですが、地方公共団体の税に関する事務手続に関するもの等、権限移譲又は地方に対する規制緩和に該当すると考えられる提案については対象となります。</p> | <p>Q 7 検討の結果、地方からの提案の実現が困難とされる場合には、その理由を明らかにしてもらえるのでしょうか。</p> <p>A 各府省に対して、仮に実現困難な部分がある場合には、その理由を具体的な根拠を示して明確かつ迅速に説明し、地方側の納得を得よう依頼しています。</p> <p>（平成28年7月15日及び9月9日の閣僚懇談会において、地方分権改革担当大臣より各大臣に要請） 「地方分権を推進する立場から、地方からの提案をいかに実現するかという姿勢を基本に取り組み、仮に実現困難な部分がある場合にも、その理由を、制度を所管する各府省が具体的な根拠を示して明確かつ迅速に説明し、また、現行規定で対応可能という場合にも、どうすればできるのかを通知等で具体的かつ丁寧に示すことにより、地方側の納得を得る必要があります」</p> |
|--|--|

エ 検討結果

- 上記ウより、提案対象は事務・権限の移譲や規制緩和に係る事項であり、雨水と汚水の分離は地方財政措置（地方債計画等）の変更等となり、財源措置に関係するものと考察され、なじまないもの（対象外）である。
- 提案募集方式は、受付窓口が内閣府で、内容精査は所管官庁（総務省）が考察するので、結局は同様の見解（雨水と汚水の分離不可）となる。

(2) 上下水道の組織統合による人件費などの削減の検証

ア 質疑概要

- ・人件費などの抑制に係る具体的な数値を示すべきとの指摘がなされた。

イ 検討結果

- ・人件費については、全体で5名が削減される。

統合前（H31）：水道 23名 + 下水道 22名 = 45名

統合後（R2）：水道 22名 + 下水道 18名 = 40名（▲5名）

▲5名の増減内訳（水道 ▲1名、下水道 ▲4名）

(3) 雨水事業を分離する国等への要望や近隣市町への働き掛けの検証

ア 総務省及び県への確認状況

| No. | 照会日 | 本市の照会 | 総務省及び県からの回答 |
|-----|------------|---|---|
| 1 | H18. 8. 25 | 雨水を地方財政法上の特別会計、汚水を地方公営企業法上の特別会計としてそれぞれ分離する形で経営することができるのか。 | 雨水処理も汚水処理も公共下水道事業であり、同一事業である以上、当然に会計は一つであることから、 <u>雨水・汚水を別々の会計とすることはできない</u> と考える。 |
| 2 | H28. 3. 17 | 雨水事業と汚水事業を分離して企業会計化できるのか。 | 地方財政法第6条で定める公共下水道事業は、下水道法第2条で定める公共下水道であることから、 <u>現行制度において雨水事業と汚水事業の分離経営はできないもの。</u> |
| 3 | H29. 7. 21 | 公共下水道事業で地方公営企業法を適用する場合において、雨水事業と汚水事業を分離して法適用をすることは可能か。 | 資本費平準化債発行可能額が減少となる財政上の問題は特別な理由に該当しないため、 <u>雨水事業と汚水事業を分離して公営企業法の適用をすることはできない。</u> |
| | | 雨水事業と汚水事業の分離が可能である場合の地方財政措置はどうなるのか。 | 地方債を例に挙げると、下水道事業債は雨水と汚水を含んで充当率100%であるため、 <u>分離した場合、地方財政措置の恩恵が受けられない。</u> |

イ 過去の要望状況

- ・宮城県市長会を通じて、平成20年度から平成22年度までの計5回要望していた状況で、震災以降においては、溢水対策を重点に置いて要望している状況。

【要望状況】平成20年度：春と秋の2回 平成21年度：春と秋の2回 平成22年度：春のみの1回

ウ 近隣市町への状況確認

- ・雨水事業の取扱いについて、近隣市町へ状況や考え方等を確認した。
- ⇒法適用による効果やメリット、地方公営企業会計へ移行しても、資本費平準化債発行可能額の差異は少ないため、雨水事業も公営企業化を実施する状況。

(4) 雨水事業を公営企業化するメリット等の検証

ア 質疑概要

- ・雨水事業は公営企業化になじまないため、本市のメリットになる方式を、検証すべきとの指摘がなされた。

【公営企業化によるメリット等の整理】

①上下水道の組織統合に伴う人的資産の有効活用と組織のスリム化

⇒法適用前は一般行政職員（地方公務員法）だったが、法適用後（全部適用）は、上水道部と同じ企業職員（地方公営企業法）となり、職員の身分取扱いを同等とし、人工数の適正化及び人件費の削減が期待される。

②共通業務の集約化に伴う事務の効率化及び経費削減

⇒水道事業と下水道事業は関連する業務が多いため、窓口業務委託や包括業務委託の実施等により、経費削減が期待される。

③国補助金（社総交）の交付要件化（公営企業会計への移行義務化）

⇒社会資本整備総合交付金において、人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度末までに公営企業会計を適用することが義務付けられ、令和3年度以降の交付要件化とされたもの。

- 本市（市民）にとって公営企業化する際の更なるメリットの検証を実施。



イ 検討結果

(ア) 下水道資産の管理における合理性

- ・基本的に下水道事業としての資産把握は汚水・雨水とも明確にしておくべきである。特に、雨水分の資産把握は重要であり、法適用にあたって雨水を分離することは、下水道事業全体としての資産整理に不均衡を生じさせる。
- ・また、雨水の経費は一般会計繰入金により収支均衡を図ることが大原則であり、雨水事業の公営企業化が汚水事業の独立採算を妨げるものではない。

(イ) 公営企業化への適応性

- ・雨水事業においては、収入が料金収入か租税収入であるかの違いはあるが、住民福祉の向上を目指すことに関して汚水事業と何ら変わりない。地方公営企業として財務諸表等を作成、公開するとともに、合理的かつ能率的な経営により、最少の経費で最良のサービスを提供する主旨は同じである。

(ウ) 起債償還における経済性（消費税の節税効果）

- ・ 公営企業化前の下水道事業は、消費税額等計算において一般会計から繰り出される経費のうち起債元金の償還及び利子に充当された経費を不課税の特定収入として計算する。これに係る消費税相当分は仕入税額控除されず、節税とはならない。
- ・ 一方、公営企業化することにより、繰入れした経費を減価償却費に充当することで、消費税相当分は節税の対象となる。この場合、減価償却に充当するということは、経理上は費用となるが実際は現金の外部への流出はなく、内部留保されることになるため、起債元金の償還に不足を生じることはない。
- ・ このことから、雨水事業についても公営企業化し、減価償却費を発生させ、その財源として一般会計からの繰入金を充当することにより、特定収入以外の収入として当該繰入金における消費税相当分を節税することができる。

消費税の節税効果イメージ図

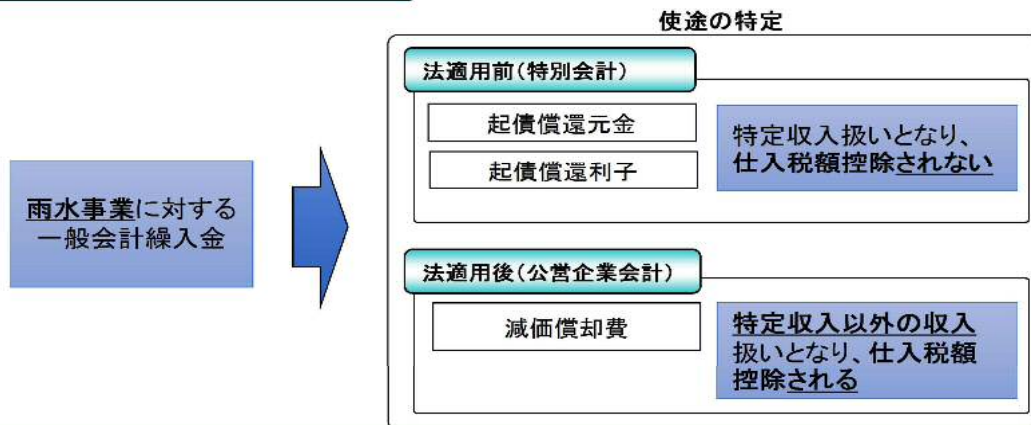
1. 消費税の算定式

➤ 消費税額＝
仮受け消費税①(下水道使用料等)－〔仮払い消費税(工事費等)－特定収入(補助・繰入金等)〕
〔仕入れ税額控除②〕
簡単に言うと・・・ 消費税額＝預かった消費税①－支払った消費税②

2. 特定収入とは

➤ 補助金、交付金、一般会計繰入金、東日本大震災復興交付金事業基金繰入金などの収入をいう。

3. 消費税の節税効果のイメージ



- 地方公営企業法適用により、減価償却費という新たな概念が発生する。
- その財源として一般会計繰入金を充当することにより、特定収入以外の収入として当該繰入金における消費税相当分を節税することができる。

まとめ

- 雨水事業を公営企業化することで、減価償却費という新たな概念が発生し、一般会計繰入金充当分の消費税相当分を節税することができる。

8 地方公営企業法適用のための基本方針

(1) 法適用の時期：「令和2年4月1日」から適用

- ① 財務規定等の適用に要する経費の財源である「公営企業会計適用債」が平成31年度までであり、時限的な地方財政措置であること。
- ② 今回の国からの要請は法令による縛りはないものの、今後の進捗状況等を踏まえて、法制化の検討がなされるため。

(2) 法適用の範囲：「全部適用」で実施

多賀城市下水道事業の適用区分は、以下の理由により「全部適用」とする。

- ① 下水道事業は、水道事業と関連する業務が多い。
- ② 水道事業が全部適用であり、同様の扱いにより業務執行上効率的である。
- ③ 今後の組織体制等を考慮すると、職員の身分取扱いを同等とし人的資産の有効活用及び組織のスリム化を図ることが期待できる。
- ④ 会計事務知識及び経営感覚を共通の土台で捉える事が可能となり、事務処理が効率的になるとともにノウハウの継承が図られる。

(3) 組織体制の整備：「上下水道の組織統合」を実施

- ・ 上下水道の組織統合については、法適用と同時期に実施すること。

9 今後のスケジュール

- ・ 11.25～26 全員協議会（多賀城市下水道事業公営企業化について）
- ・ 12月議会 定例会・条例改正（設置等に関する条例、関係条例の一部改正）
- ・ 2月議会 定例会・令和2年度当初予算案（地方公営企業会計）

10 法適用と上下水道の組織統合に伴う条例改正

(1) 多賀城市水道事業の設置等に関する条例の改正

- ◆地方公営企業法を適用することにより、同法のうち組織、財務、身分取扱等、条例で規定する必要のある事項について、「多賀城市水道事業の設置等に関する条例」を一部改正し、「多賀城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改め、以下の点を改正する。
- ◆概要（下水道事業の設置に必要な規定の追加）
 - ・下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用
 - ・下水道事業の排水区域等を規定
 - ・水道事業に関する組織、財務、身分取扱の規定について、「水道事業」を「水道事業及び下水道事業」に変更

(2) 関係条例の改正

- ◆上記（1）の条例改正に伴い、以下の関係条例について改正する。

ア 関係条例（企業部局）

| No. | 条例名 | 改正概要 |
|-----|--------------------------|---------------------|
| 1 | 多賀城市下水道条例 | 市長を公営企業管理者に変更等 |
| 2 | 多賀城市公共下水道事業受益者負担金に関する条例 | |
| 3 | 多賀城市水道事業運営委員会条例 | 下水道関係を追加 |
| 4 | 多賀城市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例 | 水道事業管理者を公営企業管理者に変更等 |
| 5 | 多賀城市水道事業給水条例 | |

イ その他の条例（市長部局）

| No. | 条例名 | 改正概要 |
|-----|-----------------------|--------------------|
| 1 | 多賀城市議会委員会条例 | 組織名称の変更 |
| 2 | 多賀城市行政組織条例 | 分掌事務の削除 |
| 3 | 多賀城市情報公開条例 | 水道事業管理者を公営企業管理者に変更 |
| 4 | 多賀城市個人情報保護条例 | |
| 5 | 多賀城市職員定数条例 | 市長部局と企業部局の定数の変更 |
| 6 | 多賀城市特別会計条例 | 下水道事業特別会計を削除 |
| 7 | 多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例 | 水道事業管理者を公営企業管理者に変更 |

(3) 改正時期

- ◆12月議会に提案

— 參考資料 —

●出典：地方共同法人日本下水道事業団 研修資料（抜粋）

埼玉県 下水道に企業会計 来年度から導入 年間1億円節税

毎日新聞 21年11月23日(月)

埼玉県は来年度から、下水道局を新設し、現在は特別会計を適用している流域下水道事業に企業会計を導入する方針を固めた。12月議会に関連条例案を提案する。一般会計からの繰り入れ資金にかかっていた消費税の一部が免除されるようになり、来年度だけで約1億円の節税効果が見込める。国土交通省によると、都道府県の下水道事業が企業会計になるのは、東京都について全国で2番目。

県によると、同事業は、県内51市町で展開されている。現行の特別会計では、施設建設などに伴う県債の元金償還金は一般会計からの繰り入れでまかなっており、これに消費税が課税されている。しかし、企業会計を適用し、減価償却に伴う補助金として繰り入れれば、国の通知により、その分の消費税は払わずに済む。このため、来年度は約1億円が節税できるという。

また、個別に必要な5億円以上の入札の際の県議会の議決も、予算段階での議決だけでよくなり、迅速な行動が取れるようになる。また、貸借対照表の導入などで資産と負債の関係が明確になり、職員のコスト意識も向上するという。現在、都市整備部に所属する下水道課や下水道事務所の職員約110人は新設される下水道局に異動する。

県幹部は「より効率的な運営につながる改革」と期待している。

●出典：消費税法基本通達（抜粋）

（課税仕入れ等に係る特定収入の意義）

16-2-3 令第75条第4項第1号《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例》に規定する「課税仕入れ等に係る特定収入」には、特定収入の金額が課税仕入れ等に係る支出のみに充てることとされているもののほか、特定収入のうちの一定金額が課税仕入れ等に係る支出に充てることとされている場合における当該一定金額もこれに該当するのであるから留意する。

（地方公営企業の減価償却費に充てるための補助金の使途の特定）

16-2-4 地方公営企業法第20条《計理の方法》の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業が一般会計等から減価償却費を対象とする補助金を収受する場合の当該補助金は、令第75条《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例》に規定する特定支出のためにのみ使用することとされている収入に該当するものとして取り扱う。

（基金に係る金銭の受入れ）

16-2-5 国、地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等（以下「公共法人等」という。）が、一定の事業の財源（以下「基金」という。）に充てるために他の者から受け入れる金銭が特定収入に該当するかどうかは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次による。

- (1) 一定の事業目的のために設立された公共法人等の活動の原資となる金銭で当該法人等の解散の際には当該金銭の支出者に残余財産が帰属するなど、出資としての性格を有し、かつ、公共法人等の貸借対照表上資本勘定又は正味財産の部に計上される金銭 出資金としての性格を有するものであり、特定収入に該当しない。
- (2) 基金として受け入れる金銭で、一定期間又は事業の終了により当該金銭の支出者に返済することとなり、借入金としての性格を有し、かつ、公共法人等の貸借対照表上負債勘定で計上される金銭 借入金としての性格を有するものであり、特定収入に該当しない。
- (3) 基金として受け入れる金銭((1)及び(2)に該当するものを除く。)で、法令において、事業は当該基金を運用した利益で行い、元本については取り崩しができないこととされている金銭 公共法人等の解散等一定の事実の下に当該基金が取り崩される課税期間に当該取り崩し額の収入があったものとして取り扱い、当該取り崩す基金の使途により特定収入に該当するかどうかの判定を行うものとする。
- (4) 基金として受け入れる金銭のうち(1)、(2)及び(3)に該当しない金銭
当該基金を受け入れた課税期間において、特定収入となる。